

知基第310号
令和3年2月19日

外務大臣
茂木 敏充 殿

沖縄県知事 玉城 デニ



尖閣諸島周辺海域における安全確保等について（要請）

政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島を巡り、解決すべき領有権の問題は存在しないとの立場をとっているものと承知しており、沖縄県は、政府の見解を支持するものであります。

一方、平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しており、沖縄県所属漁船の操業が脅かされています。

昨年の中国公船による領海侵入日数は、29日で、10月には約57時間にわたる領海侵入を記録したほか、接続水域においては、入域日数が333日、4月から8月までの連続航行日数が111日となるなど、いずれも尖閣諸島国有化以降で最多、最長となりました。

また、今年には既に、領海への侵入日数が7日となっているほか、領海内で漁船を追尾する事案が6件発生しております。

これに加え、今年2月1日には、中国海警局の武器使用を認める中国海警法が施行され、漁業者に更なる脅威を与える状況となっております。

政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じていただく必要があると考えております。

つきましては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が生じないように、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- 2 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、海上保安庁の巡視船による現場海域での冷静かつ毅然とした対応を継続するとともに、更なる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずること。
- 3 平成26年に日中両国間で確認された「日中関係改善に向けた話合い」の合意事項を尊重し、冷静かつ平和的な外交（対話）によって、中国との関係改善を図ること。